群馬県立前橋高等特別支援学校 校 長 中 澤 政 幸

学校で予防すべき学校感染症の出席停止について

下記の感染症にかかっている場合は、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。出席停止の期間は下記のとおりですので、治癒して登校する際に、以下の証明書を学校に提出してください。

【学校において予防すべき感染症】

| 一大人に | わいしがり、さ怒朱征』 | |
|------|--|---|
| 分 類 | 感 染 症 の 種 類 | 出席停止期間の基準 |
| 第一種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウィルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルス A (H5N1) であるものに限る) その他指定感染症及び新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻疹 | 発症した後5日を経過、かつ解熱した後2日を経過するまで(幼児にあっては3日) 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日 を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで |
| | 水痘 | 全ての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで |
| 第三種 | コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸 チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性 結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで |

..... b ... b ... b

主治医 様

誠に恐れ入りますが、出席可能になりましたら以下の証明書にご記入の上、保護者にお渡しください。

証 明書

群馬県立前橋高等特別支援学校長 様

年 組氏名

医師名

【病 名

上記のものは 月 日より 月 日まで出席停止となっていましたが、他に感染の恐れがなくなったので、出席してよいと考えます。

| 備 考 | | | | | |
|-----|-----|-------|---|---|--|
| | | | | | |
| | 令和 | 年 | 月 | 日 | |
| | 医療機 | 医療機関名 | | | |